

お客さま 各位

令和6年3月

## 「特定個人情報に係る利用目的」の変更について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫において、2024年4月1日に施行される「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」ならびに「個人情報保護法第17条第2項および第21条第3項」に基づき、当金庫の「特定個人情報に係る利用目的」を下記のとおり変更（追加）しますのでお知らせいたします。

1. 変更日 2024年4月1日（月）

2. 「特定個人情報に係る利用目的」の変更（追加）内容

変更前	変更後
①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務	①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務
②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務	②金融商品取引に関する口座開設の申請届出事務
③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務	③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務
④国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務	④国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務
⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務	⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
⑥預金口座付番に関する事務	⑥預金口座付番に関する事務
⑦その他上記①から⑥に関連する事務	⑦住宅ローン控除に係る法定書類作成・提供事務
	⑧公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務
	⑨災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務
	⑩本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務
	⑪その他上記①から⑩に関連する事務

※「住宅ローン控除に係る法定書類作成・提供事務」の取扱開始時期は別途お知らせいたします。

【お問い合わせ先】

柏崎信用金庫 事務部